目標値一覧表(食生活・栄養の部会)

項目	1	策定時 (H14年)	H20年	H25年	目標 (H25年)	評価
①肥満	現状値	男性:42.5% 女性:35.3%	男性:44.9% 女性:37.8%	男性: 42.0% 女性: 32.3%	男性:38%	男性:B
(BMI25以上)	把握の方法	H14年住民健診	H18年基本健診 集計データ集	H24年住民健診	女性∶29%	女性∶B
②高血圧	現状値	男性:50.0% 女性:38.4%	男性:52.0% 女性:42.7%	男性: 42.6% 女性: 35.0%	男性:48%	男性:A
(収縮期血圧130以上)	把握の方法	H14年基本健診 集計データ集	H18年基本健診 集計データ集	H24年住民健診	女性∶38%	女性∶A
③高コレステロール	現状値	男性:11.1% 女性: 2.7%	男性: 8.7% 女性: 2.4%	男性:11.5% 女性:3.0%	男性: 8%	男性:C
(HDL40未満)	把握の方法	H14年基本健診 集計データ集	H18年基本健診 集計データ集	H24年住民健診	女性: 2%	女性∶C
④高血糖	現状値	男性:53.9% 女性:46.2%	男性:56.0% 女性:57.0%	男性:51.7% 女性:51.2%	男性:48%	男性:B
(HbA1c5.2以上)	把握の方法	H14年基本健診 集計データ集	H18年基本健診 集計データ集	H24年住民健診	女性:48%	女性∶C
⑤自分に合った食	現状値	未調査	96.7%	95.0%	増加	O
事をバランスよくとる	把握の方法	-	宜野湾市健康 づくりアンケート	H25年宜野湾市健康 づくりアンケート	坦加	0
⑥1日3食とる (朝食・間食・夜食)	現状値	間食する人 55.7% 朝食の欠食 23.6%	間食する人 61.6% 朝食の欠食 13.9%	間食する人 77.4% 朝食の欠食 10.4%	間食する人 55% 朝食の欠食	С
	把握の方法	健康ぎのわん21 策定基礎調査	宜野湾市健康 づくりアンケート	H25年度食育に関する アンケート調査	10%	А
⑦1日1食、家族や 仲間と共に食事を	現状値	未調査	80.8%	89.0%	増加	٨
世間と共に民事をとる	把握の方法	-	宜野湾市健康 づくりアンケート	H25年宜野湾市健康 づくりアンケート	垣川	A

評価について A: 達成した

B:目標値に達成していないが、改善傾向にある

C:変わらないまたは悪化傾向にある

D:評価できない・比較できない

目標值一覧表(運動・身体活動部会)

項目		策定時 (H14年)	H20年	H25年	目標 (H25年)	評価
肥満者 (BMI25以	現状値	男性: 42.5% 女性: 35.3%	男性:44.9% 女性:37.8%	男性:42.0% 女性:32.3%	男性:38%	男性:B
上)の割合	把握の方法	H14年住民健診	H18住民健診	H24年住民健診	女性:29%	女性∶B
高血糖	現状値	男性:53.9% 女性:46.2%	男性:56.0% 女性:57.0%	男性:51.7% 女性:51.2%	男性:48%	男性:B
(HbA1c5.2以 上)	把握の方法	H14年宜野湾市 住民健診データ	H18宜野湾市 住民健診データ	H24年住民健診	女性:48%	女性∶C
①骨密度低	現状値	女性:40.5%	51.7% (40歳以上)	女性:38.6% (40歳以上)	38%	A
下者の割合	把握の方法	H14住民健診	H18年住民健診	H24年住民健診		
②日頃から	現状値	63.5%	未調査	60%		
積極的に 体を動かす	把握の方法	H13国保総合保健 事業報告書		H25年度宜野 湾市健康づくり アンケート	85%	С
② 坦 2 回 N	現状値	男性:21.3% 女性:21.0%	男性:50.8% 女性:45.3%	男性:54% 女性:38%	田州,5504	田州. D
③週2回以 上運動する	把握の方法	健康宜野湾21 策定基礎調査	宜野湾市 健康づくり アンケート	H25年度宜野 湾市健康づくり アンケート	男性:55% 女性:50%	男性∶B 女性∶B

評価について A:達成した

B: 目標値に達成していないが、改善傾向にある

C:変わらないまたは悪化傾向にある

D:評価できない・比較できない

注)食生活部会と運動部会の両方の部会に重複して目標値設定している「肥満者の割合」と「高血糖者の割合」は、食生活部会にカウントして目標指標の達成状況を示しています。

目標値一覧表(心・休養・飲酒の部会)

項目		策定時 (H14年)	H2	0年	H25年	目標 (H25)	評価
①自殺による死亡率	現状値	平成15年の 死亡率 (人口10万対) 31.6/県26.1	平成17年 (人口10万家	の死亡率 け) 18.9/県24	平成23年の 死亡率 (人口10万対) 33.5/県26.7	減少	С
	把握の方法	衛生統計年報 (人口動態編)	衛生統計年報	(人口動態編)	地域における自殺 の基礎資料 (内閣府)	"37.5	
②精神、神経疾患の	現状値	3.8%	7%	0.75%	0.97%	減少	
有病率	把握の方法	健康ぎのわん21 策定基礎調査	宜野湾市健康 づくりアンケート	<u>H21宜野湾市</u> <u>福祉の概要</u>	<u>H24宜野湾市</u> <u>福祉の概要</u>	※ 1	С
③ストレスと感じてい	現状値	49.5%	52	2%	68%		
る人の割合	把握の方法	健康ぎのわん21 策定基礎調査	宜野湾市健康	づくりアンケート	H25年度宜野湾市 健康づくりアン ケート	48%	С
④生きがいを持って	現状値	76.7%	84	1%	87%		
いる人の割合	把握の方法	健康ぎのわん21 策定基礎調査	宜野湾市健康づくりアンケート		H25宜野湾市健康 づくりアンケート	増加	А
⑤未成年で飲酒をし	現状値	未調査	未調査		小学生: 0% 中学生:0.13%	0%	D
ている人の割合※2	把握の方法	_	_		H25年 教育委員会より	076	J
⑥妊婦・未成年はお	現状値	妊婦34.4% 産婦100%	未調査		妊婦飲酒: 15人(1.4%)	妊婦	С
酒は飲まない	把握の方法	わかばプラン	_		H24年親子手帳 問診票より	100%	0
⑦ストレス解消がで	現状値	70.1%	94.7%		92%	.,,,,	
きる	把握の方法	健康ぎのわん21 策定基礎調査	宜野湾市健康づくりアンケート		H25年度宜野湾市 健康づくりアン ケート	維持	А
⑧睡眠によって十分	現状値	67.2%	71.	.5%	57%	O.E.IV	0
に休養をとる	把握の方法	健康ぎのわん21 策定基礎調査	宜野湾市健康	づくりアンケート	H25宜野湾市健康 づくりアンケート	85%	С
⑨家族や仲間と過ご	現状値	未調査	92	2%	91%		
す時間を作る (週1回以上)	把握の方法	_	宜野湾市健康	づくりアンケート	H25年度宜野湾市 健康づくりアン ケート	維持	A
⑩適正飲酒量を守っ	現状値	未調査	查 95.8%		92%		
で飲む	把握の方法	_	宜野湾市健康	づくりアンケート	H25年度宜野湾市 健康づくりアン ケート	増加	С

評価について A: 達成した

B:目標値に達成していないが、改善傾向にある

C:変わらないまたは悪化傾向にある

D:評価できない・比較できない

※1「精神障害者保健福祉手帳を所持している人」の割合を新たな指標とします。

目標値一覧表(たばこ部会)

項目		策定時 (H14年)	н	20年	Н	125年	目標 (H25年)	評価
①肺がんの死亡	現状値	標準化死亡比 男性:113.9 女性: 91.5	男性	比死亡比 ::104.3 ::115.6	男性	化死亡比 ±:108.11 ±:121.05	減少	男性:A
3	把握の方法	沖縄県衛生環境 研究所 (1983-1992)	沖縄県衛生環境研究所 沖縄県衛生環境研究所 (1993-2002) (2003-2012)		""	女性∶C		
②心筋梗塞の死亡	現状値	標準化死亡比 男性:97.4 女性:86.1	男性	比死亡比 生: 75.4 :: 129.6	男性	化死亡比 生: 90.94 生: 95.28	減少	男性:A
	把握の方法	沖縄県衛生環境 研究所 (1983-1992)		生環境研究所 3-2002)		生環境研究所 03-2012)	""	女性∶C
③脳血管疾患の死亡	現状値	標準化死亡比 男性: 98.5 女性:117.9	男性	比死亡比 E: 93.9 E:105.7	男性	化死亡比 ±:109.99 ±:110.71	減少	男性:C
	把握の方法	沖縄県衛生環境 研究所 (1983-1992)		生環境研究所 3-2002)	沖縄県衛生環境研究所 (2003-2012)			女性:A
④未成年、妊産婦が	現状値	未調査	妊婦の喫煙率: 6.3%		妊婦の喫煙率:4.1%		妊婦の ・喫煙率:	В
喫煙しない	把握の方法		19年度妊産姉	帚アンケート調査	H24年親子手帳問診票より		0%	J
⑤禁煙できる	現状値	喫煙率 男性:56.3% 女性:9.6%	喫煙率 男性: 33.9% 女性: 2.3%		男性	契煙率 生: 21.4% 性: 7.2%	喫煙率 男性: 25%	男性:A
	把握の方法	H15年 住民健診 (16歳以上)	•	H20 ₹づくりアンケート	H24年特定健診		女性:減少	女性:A
⑥分煙できる	現状値	自治会 <i>の</i> 施設内禁煙 4ヶ所	·自治会 施設内:3	・宜野湾市役所 ・保健相談センター ・マリン支援センター ・情報センター ・青少年ホーム	23自治会中 21自治会実施	(敷地内禁煙) ・保健 内禁煙 ・保健 相談 センター (施設 センター (施設 センター ・デリンター・プリンター ・ かしい 内分 煙 ・ 電野湾市 体育館	市の公及 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	В
	把握の方法	電話での聞き取り	H20年 受動喫煙防止へ の取り組み調査	H20年 関係各課へ の聞き取り	聞き	取り調査	7.50%	

評価について A: 達成した

B:目標値に達成していないが、改善傾向にある

C:変わらないまたは悪化傾向にある

D:評価できない・比較でない

④について

妊産婦の喫煙率に関しては、産婦の調査が難しく評価ができないため、目標値から削除します。

目標値一覧表(歯の健康部会)

項目		策定時 (H14年)	H20年	H25年	目標 (H25年)	評価
①0歩旧2歩歴史家	現状値	45%	36%	30.4%	20% 121 -	ם
①3歳児う歯罹患率	把握の方法	H14年乳幼児 健診報告書	H19年乳幼児 健診報告書	H24年乳幼児 健診報告書	- 30%以下	В
②DMFT(12歳一人	現状値	3.8本	3.2本	未調査	o o †	5
平均う歯経験数)	把握の方法	H15年学校保健 統計調査(教育庁)	H19年学校保健 統計調査(教育庁)	_	2.0本	D
	現状値	38%	34.70%	35%		
③歯周疾患	把握の方法	H14年成人歯科 保健アンケート	宜野湾市 健康づくり アンケート	H25年宜野湾市健 康づくりアンケート	28%	В
4.残歯数	現状値	未調査	・全部揃っている人 8人 ・26~31本 40人	・全部揃っている人 14人 ・26~31本 157人	増加	D
	把握の方法	_	宜野湾市 健康づくり アンケート	H25年宜野湾市健康 づくりアンケート		
⑤歯間ブラシや	現状値	39%	42%	未調査	50%	D
フロス使用者	把握の方法	H14年成人歯科 保健アンケート	H19宜野湾市 歯周疾患検診票	_		-
⑥フッ素塗布経験者	現状値	51%	79.4% (3歳児)	84.3% (3歳児)	80%	Α
ツ クク衆至11年数名	把握の方法	H14年乳幼児 健診報告書	H19年乳幼児 健診報告書	H24年乳幼児 健診報告書	33/0	,,
⑦かかりつけ歯科医 をもっている人	現状値	43%	59%	48%	60%	В
	把握の方法	宜野湾市歯周 疾患検診票	H19宜野湾市 歯周疾患検診票	H25年宜野湾市健康 づくりアンケート		
⑧おやつの時間を決	現状値	69%	72.5% (3歳児)	82.1% (3歳児)	90%	В
めている人	把握の方法	H14年乳幼児 健診報告書	H19年乳幼児 健診報告書	H24年乳幼児 健診報告書	00/0	

評価について A:達成した

B:目標に達成していないが、改善傾向にある

C:変わらないまたは悪化傾向にある

D:評価できない・比較できない

計画策定経緯

日程	健康づくり推進協議会	庁内検討委員会	作業部会
平成25年			
6月			
7月			点検シートによる各課ヒヤリング
8月	第1回(平成25年8月1日) 前計画の事業評価及び市の現状からの課題 次計画の概要		
9月			•
10月			
11月			第1回(平成25年11月20日) 現取組の整理・確認 計画の基本目標、施策内容の検討
12月		第1回(平成25年12月4日) 計画の基本目標、施策内容の検討	第2回(平成25年12月25日) 施策内容・目標値・重点施策の確認・最終審議
平成26年	第2回(平成26年1月28日)	第2回(平成26年1月15日)	
1月	施策内容・目標値・重点施策の確認・最終審議	施策内容・目標値・重点施策の確認・最終審議	
2月	健康ぎのわん21(第2次)具申(平成26年2月18日)	パブリックコメントの実施	
3月			

○宜野湾市健康づくり推進協議会規則

昭和61年1月18日 規則第1号 改正 昭和62年3月31日規則第21号 平成2年8月21日規則第26号 平成4年7月29日規則第31号 平成8年2月9日規則第4号 平成15年5月15日規則第22号 平成20年3月31日規則第14号 平成21年3月31日規則第6号 平成25年2月26日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例(昭和55年宜野湾市条例第9号)第3条の規定に基づき、 地域住民に密着した総合的健康づくり対策を積極的に推進するため、宜野湾市健康づくり推進協議会(以下 「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を市長に具申するものとする。
 - (1) 健康診査及び健康相談事業に関すること。
 - (2) 保健栄養指導に関すること。
 - (3) 保健衛生組織の育成に関すること。
 - (4) 健康づくりに関する知識の普及に関すること。
 - (5) その他市民の健康増進に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員50人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 保健所等関係機関に所属する者
 - (2) 医師会等保健医療関係団体に所属する者
 - (3) 学校、事業所等に所属する者又は代表者
 - (4) 福祉関係団体に所属する者
 - (5) 学識経験者
 - (6) 地域公共的団体の代表者
 - (7) 市の職員
 - (8) その他市長が必要と認める者 (平15規則22・一部改正)

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失つた場合は委員の職を失 うものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 (関係者の出席)
- 第7条 協議会において必要と認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、意見を述べさせ又は必要な 資料の提出を求めることができる。

(幹事)

- 第8条 協議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、次の各号に掲げる者で構成し、会長の命を受けて第2条に規定する協議会の所掌事務について調 査研究を行うものとする。
 - (1) 健康推進部次長
 - (2) 健康増進課長
 - (3) 健康支援課長
 - (4) 児童家庭課長
 - (5) 保育課長
 - (6) 障がい福祉課長
 - (7) 国民健康保険課長
 - (8) 生涯学習課長
 - (9) 学務課長
 - (10) 保健師1人
 - (11) 学校給食センター所長
 - (12) 前各号のほか、会長が必要と認める者
- 3 協議会に幹事会を置き、幹事長は健康推進部次長があたる。

(昭 62 規則 21・平 2 規則 26・平 4 規則 31・平 8 規則 4・平 15 規則 22・平 20 規則 14・平 21 規則 6・平 25 規則 4・一部改正)

(部会)

- 第9条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ幹事会の承認を得て部会を設置することができる。
- 2 協議会の委員が部会員を兼ねることを妨げないものとする。
- 3 部会に部会長を置き、部会の会務を掌理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(平15規則22・追加、平25規則4・一部改正)

(事務局)

第10条 協議会の事務局を健康増進担当部署に置く。

(平8規則4・全改、平15規則22・旧第9条繰下・一部改正)

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が協議会に諮つて定める。 (平 15 規則 22・旧第 10 条繰下)

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この協議会の発足当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず昭和63年3月31日までとする。

附 則 (昭和62年3月31日規則第21号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年8月21日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年7月29日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年2月9日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年 5 月 15 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年5月7日から適用する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日規則第 14 号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月26日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

宜野湾市健康增進計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 宜野湾市健康づくり推進協議会規則第9条の規定に基づき、宜野湾市健康増進計画検討委員会(以下 「検討委員会」という。)を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、宜野湾市健康づくり推進協議会(以下「推進協議会」という。) にその結果を報告する。
 - (1) 官野湾市健康増進計画の策定に関すること
 - (2) 宜野湾市健康増進計画の実施の推進に関すること
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定・実施に必要な事項

(組織)

- 第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は健康推進部次長を、副委員長は健康増進課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(作業部会)

- 第5条 宜野湾市健康増進計画策定の調査・研究を行う為、作業部会を置く。
- 2 作業部会は次に掲げる事項を検討する。
 - (1) 宜野湾市健康増進計画素案作成に関すること
 - (2) 官野湾市健康増進計画の実施の推進に関すること
 - (3) 前2号の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 3 作業部会は、部会長、副部会及び部員をもって組織する。
- 4 部会長は健康増進課の係長を、副部会長は国民健康保険課の係長をもって充てる。
- 5 作業部員は、別表第2に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 6 作業部会長は、必要に応じ関係者を会議に出席させて、その説明若しくは意見を求めることができる。

(会議)

- 第6条 検討委員会は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 3 委員長は、検討委員会における会議の経過又は結果を推進協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、健康推進部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

別表第1 要綱第3条関係

1	委員長	健康推進部次長兼介護長寿課長
2	副委員長	健康推進部健康増進課長
3	委員	健康推進部国民健康保険課長
4	委員	健康推進部健康支援課長
5	委員	福祉推進部障がい福祉課長
6	委員	福祉推進部児童家庭課長
7	委員	福祉推進部保育課長
8	委員	市民経済部商工農水課長
9	委員	教育委員会教育部生涯学習課長
10	委員	教育委員会指導部指導課長

別表第2 要網第5条関係

1	部会長	健康推進部健康増進課係長
2	副部会長	健康推進部国民健康保険課係長
3	部員	健康推進部介護長寿課係長
4	部員	健康推進部健康支援課係長
5	部員	福祉推進部障がい福祉課係長
6	部員	福祉推進部児童家庭課係長
7	部員	福祉推進部保育課係長
8	部員	市民経済部商工農水課係長
9	部員	教育委員会教育部生涯学習課係長
10	部員	教育委員会指導部指導課担当主査

委員名簿

①宜野湾市健康づくり推進協議会委員名簿

1	平良 一彦 (会長)	琉球大学
2	山川 宗貞 (副会長)	中部福祉保健所健康推進班
3	喜友名 朝盛	中部地区医師会宜野湾班
4	仲村 将満	中部地区歯科医師会宜野湾班
5	宮城 義満	沖縄県農協宜野湾支店
6	古堅 宗篤	宜野湾市小中学校校務研究会
7	宮里 小百合	養護教諭研究会
8	伊禮 夏未	中部栄養士会宜野湾班
9	當山 盛保	宜野湾市社会福祉協議会
10	大川 盛政	宜野湾市民生児童委員協議会
11	桃原 光子	宜野湾市母子保健推進員連絡会
12	宮園 峰子	宜野湾市食生活改善推進協議会
13	伊佐 友孝	宜野湾市体育協会
14	金城 昇	琉球大学教育学部
15	島袋 清	宜野湾市自治会長会
16	多和田 真隆	宜野湾市老人クラブ連合会
17	平良 エミ子	宜野湾市婦人連合会
18	福里 清孝	宜野湾市商工会
19	玉城 勝秀	宜野湾市教育委員会
20	玉那覇 豊子	宜野湾市健康推進部

②宜野湾市健康増進計画検討委員会委員名簿

1	喜舎場 宏 (委員長)	健康推進部次長兼介護長寿課長
2	仲里 美智子(副委員長)	健康推進部健康増進課長
3	仲村 将彦	健康推進部国民健康保険課長
4	宮良 弘美	健康推進部健康支援課長
5	嘉手納 貴子	福祉推進部保育課長
6	島袋 喜美恵	福祉推進部障がい福祉課長
7	我如古 怜子	福祉推進部児童家庭課長
8	伊佐 英明	教育部生涯学習課長
9	国吉 孝博	市民経済部商工農水課長
10	武元 英樹	指導部指導課長

③宜野湾市健康増進計画作業部会部員名簿

1	志良堂 孝 (部会長)	健康推進部健康増進課係長
2	平敷 由紀子(副部会長)	健康推進部国民健康保険課係長
3	長濱 直樹	健康推進部介護長寿課係長
4	池原 史真子	健康推進部健康支援課係長
5	志村 賢太郎	福祉推進部保育課係長
6	西 英理	福祉推進部障がい福祉課係長
7	宮城 朋子	福祉推進部児童家庭課係長
8	西浜 稔	教育部生涯学習課係長
9	福本 司	市民経済部商工農水課係長
10	山城 亨	指導部指導課係長